

静岡県警察の実施する会計の監査に関する訓令

(平成16年4月1日県本部訓令第16号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、会計経理の適正を期するため、静岡県警察の実施する会計の監査(以下「会計監査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査実施者等)

第2条 本部長は、少なくとも年1回、各所属の会計事務に関する帳簿、金庫及び書類について会計監査を実施するものとする。

2 本部長は、総務部会計課長(以下「会計課長」という。)に会計監査を実施させるものとする。

3 会計課長は、会計監査を実施するに当たって、指名する職員に監査を補助させることができる。

(会計監査実施計画)

第3条 会計課長は、年度開始前に、会計監査実施計画(会計の監査に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第9号)第2条第1項の会計監査実施計画をいう。以下同じ。)を作成し、本部長に報告するものとする。

2 会計監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 会計監査の重点項目
- (2) 会計監査の対象所属
- (3) 会計監査の時期

(会計監査実施計画の変更)

第4条 本部長は、会計監査を効率的に実施するため、特に必要があるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

(会計監査の実施)

第5条 本部長は、会計監査実施計画に従い、会計監査を実施するものとする。

2 本部長は、前項の場合のほか、会計経理の適正を期するため、特に必要があるときは、その都度、速やかに会計監査を実施することができる。

(説明の要求等)

第6条 会計課長は、会計監査を実施するため、必要があるときは、会計監査の対象所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に当該所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(実施状況の報告)

第7条 会計課長は、第5条第1項の規定による会計監査にあつては年度終了後、第5条第2項の規定による会計監査にあつては実施した都度、速やかに、その実施状況を本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の規定による報告を受けたとき、又は特に必要があるときは、速やかに、会計監査の実施状況を公安委員会に報告しなければならない。

(会計監査の結果に基づく措置)

第8条 本部長は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いの改善等必要な事項を会

計監査の対象所属の長に指示するものとする。

- 2 前項の規定により指示を受けた所属長は、当該指示に基づいて講じられた措置の実施状況について、速やかに、会計課長を経由して本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月26日県本部訓令第22号）

この訓令は、平成18年5月26日から施行する。